

特別支援教育と放課後等デイサービスとの連携について

田原本町における取組

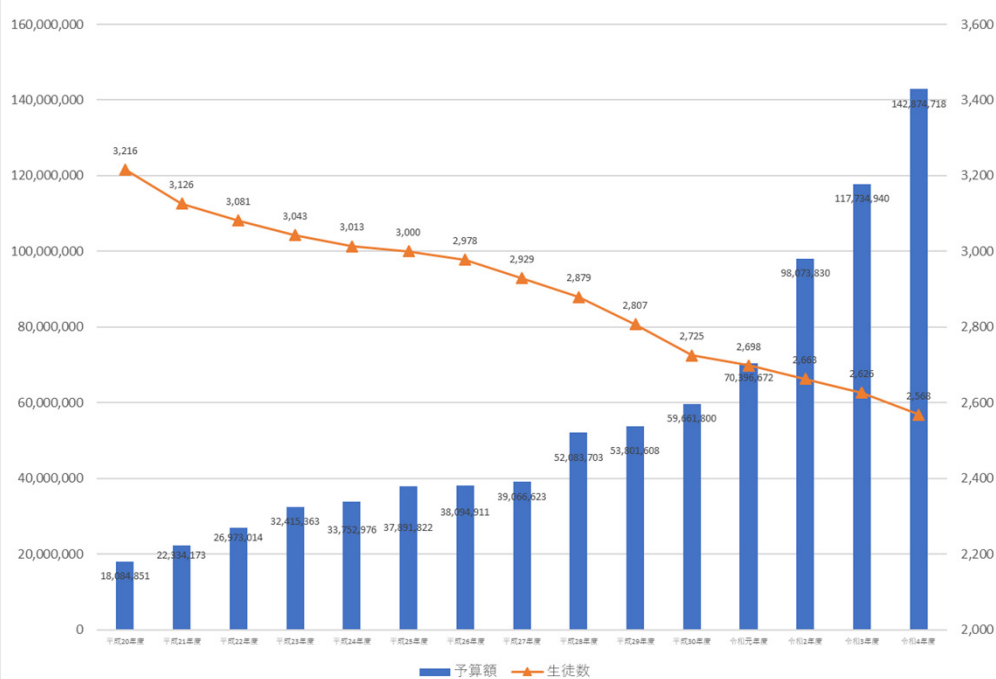
【担当省庁】厚生労働省、文部科学省

(現状・課題)

・田原本町においては、特別な支援を要する児童生徒等に対してきめ細やかな教育を行うため、県費負担による教職員の配置に加え、町単費により、幼稚園、小学校及び中学校に対して(いじめ不登校対策・)特別支援教育支援員や学校支援員を平成20年度より継続的に配置しているところ。

・上記支援員の配置にあたっては、特別な支援を要する園児・児童・生徒の数の増加や、1人1人が抱える事情の複雑化に伴い、当町では(全体園児・児童・生徒数は減少する中)支援員の人数や予算を拡充することにより対応を行ってきた(下グラフ参照)。

幼・小・中 サポート支援事業予算額と園児・児童・生徒数の推移



・一方、そうした要対応生徒(児童)のうち、障がいや発達特性を持つ小中学生については、児童福祉法に位置付けられた福祉サービスである「放課後等デイサービス」を別に活用している場合がある。

・課題として、当該デイサービスのスタッフ側と、小中学校の現場で活動する教員側が、同じ児童・生徒を対象としているにも関わらず、互いの連携が必ずしも円滑に行われていないため、学校現場と福祉現場において個々に応じた一貫したサポートを行えていない現状がある。

・また、小学校における支援員の確保について、町としては限られた予算の中で出来るだけの対応をしているが、そうした児童・生徒の保護者にとっては、保育園又は幼稚園では支援員や発達相談員の手厚いサポートを受けていたにも関わらず、小学校ではそうした支援人員体制が手薄になっているとの不安の声を頂いており、特別な支援を要する児童への継続的なサポートを行うための財政的な手立てが求められているところ。

国にお願いすること

先に述べた通り、小中学校の現場において放課後等デイサービスとの連携が必ずしも円滑でないため、特別な支援を要する生徒(児童)に対して、学校現場の中と外とで一貫したサポートを行えていない。

上記の問題を解消するため、放課後等デイサービス側と学校現場側との情報共有など、適切な連携を図っているところだが、そうした児童・生徒に対しては、福祉的な側面からの対応も求められることから、今後、そうした学校現場と福祉現場の橋渡しも含め、特別な支援を要する児童・生徒に対して学校現場において福祉的な側面からも対応する人材を、特別支援教育支援員とは異なる新たな人材として定義し、その人件費については「地域生活支援事業」の枠組みの中での財政負担(国、県、市町村)とすることで、当該生徒に対する切れ目ないサポートの実現と市町村の財政負担軽減を両立させることが出来ると考えており、そのような対応が可能になるような制度改革の実現をお願いしたい。

また、支援員等の市町村に対する支援措置の拡充、併せて生徒の学校生活への適応支援としての「教育支援体制整備事業補助金(補修等のための指導員等派遣事業)」の拡充もよろしく願います。